


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、平成30年4月1日から施行する必要があるが、地方税法の一部を改正する法律が、議会閉会後の3月31日に公布し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正する。</p> <p>(1) 主な改正点 土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置について、適用期間を3年延長する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法に即した適正な課税が行える。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 条例改正を専決処分により行うことについて、平成30年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>(2) 平成30年3月31日 地方税法の一部を改正する法律 公布</p> <p>(3) 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。